

中学校卒業前までのお子さんを持つ方へ

10月から「子ども手当」が変わります 申請をお忘れなく!!

(これまで子ども手当を受け取っていた方も、
申請が必要です。)



10月分からの支給額は以下のように変わります。

【手当の月額】(平成23年10月分～平成24年3月分)

- ・ 0歳～3歳未満 : 15,000円(一律)
- ・ 3歳～小学校修了前 : 10,000円(第3子以降は15,000円)
- ・ 中学生 : 10,000円(一律)

※10月分～1月分の手当は平成24年2月に、2月・3月分の手当は平成24年6月に支払われます。

**申請が
必要です**

10月分からの子ども手当を受け取るためには、支給対象となる方かどうか審査しますので、これまで受け取っていた方については、10月中旬(予定)に対象世帯に申請関係書類を郵送します。

記入の方法に従い記入し、返信用封筒で返信してください。

郵送されなくても対象となる場合もありますので、住民福祉課に問い合わせください。

(※公務員の方は勤務先へ申請)

平成24年3月末までに申請をすれば、10月分からの手当を受け取ることができます。

ご注意ください!

以下の方は速やかに申請して下さい。

(3月までに申請してもさかのぼって受け取れません。)

- ・ 10月以降に他の市町村へ転居した方
- ・ 10月以降にお子さんが生まれた方

10月以降に他の市町村へ転居した方は、転出した日(転出予定日)の次の日から、10月以降にお子さんが生まれた方は、お子さんが生まれた日の次の日から数えて15日を経過するまでに必ず申請してください。